

平成 29 年 11 月 21 日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会

会長 鵜養 幸雄

特別職の給料及び期末手当について（答申）

本審議会は、平成 29 年 7 月 31 日付け、総人第 878 号で、特別職（市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者）の給料及び期末手当について諮問を受け、5 回にわたり開催し、関係資料に基づき、慎重に審議した結果、次のとおり結論に達しましたので答申します。

なお、貴職におかれましては、本答申を十分に尊重され、適切な措置を講じるよう要望します。

記

1 特別職の給料

(1) 市長	1,020,000 円
(2) 副市長	870,000 円
(3) 教育長	770,000 円
(4) 上下水道事業管理者	770,000 円

2 特別職の期末手当

一般職の給与の取り扱いに準じることが適当である。

期末手当支給額 = { (給料月額 + 地域手当) + (給料月額 + 地域手当) × 役職加算率 } × 支給月数

3 改定時期

平成 30 年 4 月 1 日から実施するのが適当である。

4 改定の考え方

別紙「特別職の給料及び期末手当の改定の考え方」のとおり。

特別職の給料及び期末手当の改定の考え方

1 はじめに

わが国の社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善にみられるように好循環が広がりつつある中で、企業の業況観も改善をみせ、緩やかな回復基調が続いている。

しかし、企業の設備投資や個人消費といった支出面への波及はまだ、十分ではなく、物価についても、横ばいの動きが続いている。

一方、本市の財政状況は、平成 16 年度以降、実質収支及び単年度収支とも 13 年連続の黒字を確保しているものの、人口減少や少子高齢化の進行などによる市税収入の減少や社会保障関連経費の増加などが懸念され、今後の行財政運営は一層厳しさを増すものと考えられる。

こうした中、地方創生への着実な取組はもちろんのこと、中核市移行を見据え、市の将来に関わる施策をはじめ、複雑化・高度化する行政課題に、より積極的かつ着実に取り組んでいくことが求められる。

2 検討内容

本市を含め、府内では 19 市、施行時特例市では 17 市の地方公共団体が、条例本則上の特別職の給料の額を据え置いたまま、市長の自主的な判断により減額を実施している。

しかし、本審議会では、資料に基づき、社会経済情勢を考察するとともに、本市の財政状況、特別職の職務・職責、他の地方公共団体の給料、一般職の給与改定状況などを踏まえ、条例本則上の特別職の給料及び期末手当の適正な水準について、議論を行った。

(1) 社会経済情勢

近畿大都市圏の消費者物価指数（年平均指数）の推移は、前回改定した平成 10 年から平成 17 年まで 4.8 ポイント下降した後、平成 18 年からは、回復に向かったが、平成 20 年に発生したいわゆるリーマンショックによる影響で再び下降に転じた。その後、政府の経済対策などにより、平成

25年以降、上昇に転じ、平成10年と平成28年(直近)の比較では、101.9から100.1とマイナス1.8ポイントの差となっている。

また、内閣府の平成29年9月の月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されているが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と示されている。

(2) 本市の財政状況

本市の財政状況は、扶助費などの社会保障関連経費が増加するなど、厳しい状況の中、行財政改革を着実に推進するとともに、徹底した経費の節減とあらゆる財源の確保に努めた結果、実質収支及び単年度収支ともに13年連続で黒字を確保している。

また、財政の健全性を示す判断比率は、いずれの指標も健全な財政状況を示している一方で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、改善しているものの、依然として、硬直化している。

(3) 特別職の職務・職責

市長は、市を統括し代表する地位にあり、市政の最高責任者として、市民生活のあらゆる分野にわたり、極めて重い職責を有するものである。副市長は、市長を補佐する最高の補助機関であり、市長の命を受けて政策・企画を司り、職員の事務を監督するほか、法令の定めるところにより市長の職務を代理する職責にある。他の特別職は、所管分野において、高度な職務・職責を担っている。また、平成31年度の中核市移行を踏まえ、現在、各種の取組を進めている。

(4) 他の地方公共団体の給料

特別職の給料の改定にあたっては、財政規模等が類似している他の地方公共団体との均衡を図ることが望ましいことから、施行時特例市36市、近畿地方施行時特例市8市等の特別職の給料の状況を比較し、府内中核市の給与水準を留意した上で、特別職の給料を勘案する必要がある。

月額給料の比較（条例本則規定額）

< 単位：円 >

	市長	副市長	教育長	上下水道 事業管理者
寝屋川市	1,030,000	910,000	810,000	810,000
施行時特例市平均	1,020,000	844,000	737,000	732,000
近畿地方施行時特例市平均	1,035,000	882,000	768,000	768,000
府内中核市平均	1,038,000	898,000	792,000	792,000

※ 施行時特例市は 36 市、近畿地方施行時特例市は、寝屋川市、吹田市、茨木市、八尾市、岸和田市、明石市、加古川市、宝塚市の 8 市、府内中核市は、高槻市、豊中市、東大阪市、枚方市の 4 市

(5) 一般職の給与改定の状況

地方公共団体の一般職の給与は、地方公務員法第 24 条第 2 項において、「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されており、一般的には、国家公務員の給与に準ずることで、地方公務員法の目的が実現されていると考えられる。特別職は、常勤職であり、一般職の給与水準も参考となるところである。

なお、一般職の給与改定状況は、前回特別職の給料改定を実施した平成 10 年度を基準年度とすると、平成 28 年度は、91.55%となり、マイナス 8.45%となっている。

(6) その他

平成 9 年度の答申に基づき、平成 10 年度に特別職の給料が改定された後、特別職の給料等に係る審議会は長期間開催されておらず、その間に、財政健全化などのための特例減額措置が実施されているが、条例本則上の特別職の給料が、据え置きのまま、現在に至っていることは、好ましい状況ではない。

特別職の給料が、市民の税金で支払われていることを認識し、住民の理解が得られるよう留意しなければならない。

3 特別職の給料及び期末手当の額について

(1) 特別職の給料について

ア わが国の社会経済情勢及び本市の財政状況は、前述のとおりである。

イ 人口減少や社会保障関連経費の増加などが懸念され、今後の行財政運営は一層厳しさを増すものと考えられるが、本市の特別職は、自治体運営を担う立場として、人口減少や少子高齢化の進行により、厳しい財政状況が懸念される中、その対策や暮らしが良くなったと感じられる施策・事業を迅速かつ着実に進めていくため、事業の選択と集中を図りながら効率的・効果的な行財政運営を推進し、「命を守る」ことを市政の基本として、「子どもを守る」「街を守る」「生活（くらし）を守る」という視点から市政改革に取り組んでおり、「笑顔が広がるまちづくり」のために全力を傾注している。

ウ 財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の給料の比較においては、府内施行時特例市では、5市中、市長、副市長は3番目、教育長及び上下水道事業管理者は2番目であり、近畿地方施行時特例市では、8市中、市長は5番目、副市長は3番目、教育長及び上下水道事業管理者は2番目に位置している。なお、府内中核市の4市の人口規模、特別職の給料にも留意する。

エ 前回特別職の給料改定を実施した平成10年度から平成28年度までの近畿大都市圏の消費者物価指数及び民間給与実態調査の結果を踏まえた人事院勧告による本市の一般職の給与改定率はマイナスである。

以上、アからエを総合的に勘案し、以下のとおり、特別職の給料を引き下げるのが妥当と判断する。

特別職の給料月額

<単位：円>

特別職	改定給料月額①	現行給料月額②	差額(①－②)
市長	1,020,000	1,030,000	△10,000
副市長	870,000	910,000	△40,000
教育長	770,000	810,000	△40,000
上下水道事業管理者	770,000	810,000	△40,000

(2) 特別職の期末手当について

特別職の期末手当は、他の地方公共団体との均衡や常勤職であることなどを考慮し、一般職の給与の取り扱いに準じることが適当である。すなわち、 $\text{期末手当支給額} = \{ (\text{給料月額} + \text{地域手当}) + (\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times \text{役職加算率} \} \times \text{支給月数}$ とする。

(3) 改定時期

特別職の給料及び期末手当の改定時期は、平成30年4月1日から実施するのが適当である。

(4) その他附帯事項

今回、特別職の給料及び期末手当について答申を行ったものであるが、諮問事項ではないものの、審議を進める過程で、以下の内容についても委員から意見が出され議論を深めたところであるため、付言する。

ア 寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する特別職非常勤職員についても、留意する必要がある。

イ 今回、平成9年度以来20年ぶりに諮問を受けることになったが、特別職の給料等に係る審議会は、その時々社会経済情勢等を踏まえ判断していくことが適当であり、しかるべき時期に開催されることを要望する。

ウ 一般職の給与改定状況は、前回特別職の給料改定を実施した平成10年度と比較すると大幅なマイナスであり、職員数も継続的に削減されている。今後、職員の職務に対する意欲促進を図るための取組を期待する。

4 おわりに

特別職におかれては、厳しい社会経済情勢のなか、「笑顔が広がるまち 寝屋川」の実現に向け、職務に精勤されているところである。

平成31年度からの中核市移行を見据え、さらなる発展を遂げていくためには、より一層質の高い行政運営を推進していく必要があり、市民の信頼と期待に応えるべく、努力されることを大いに期待してやまないものである。

以 上

寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会	会長	鵜養	幸雄
	職務代理者	谷口	昌隆
	委員	井上	美智子
	委員	郡	美博
	委員	小西	雅晴
	委員	佐々木	美幸
	委員	寒川	慶一
	委員	谷本	雅洋
	委員	中島	繁子
	委員	濱中	武志

(委員 50 音順)